

指定居宅介護支援事業所

介護サービスゆかり運営規程

(事業目的)

第1条 有限会社介護サービスゆかりが開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者が要支援、要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

二 当事業所は、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業所に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。

三 当事業所は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称は 介護サービスゆかり

二 事業所の所在地は 福島県いわき市勿来町酒井関根59番地の8

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者	1名
介護支援専門員	1名以上

1 管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。

- 2 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける。
- 3 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う。
- 4 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日は月曜から金曜日までとする。
ただし12月31日～1月3日を除く。利用者の要望により休日でも対応する。
- 二 営業時間は通常時間として8時30分から17時30分とする。
ただし利用者の要望により時間外でも対応する。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインとする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は当事業所の相談室とする。
- 四 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施 状況等の確認を行う。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(費用の支払いの同意)

第8条 前条の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、いわき市全域及び北茨城市の区域とする。

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年6回

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

- 二 虐待の発生、又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 従業員に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。
 - 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密の保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するケアマネジメントを継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を概ね6月に1回以上開催します。その結果を居宅支援事業所従業者に周知します。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 居宅支援事業所従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的実施します。

（身体拘束の適正化）

第15条 事業所は、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

居宅支援事業所従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します

身体拘束の適正化の措置を講じるための担当者を置きます。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社介護サービスゆかりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成19年12月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年11月10日から施行する。